

建設工事と技術者の配置について

令和7年4月1日改正
与謝野町役場

第1 建設業法で必要とする技術者等

1 営業所専任技術者（建設業法第7条第2号、第15条第2号）

（1）営業所技術者等（建設業法第7条第2号、第15条第2号、第26条の5）

営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、建設工事に関する請負契約の適正な締結やその履行を確保するため置かれるもので、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められています。

許可を受けようとする建設業ごとに、以下の要件を満たす技術者を営業所ごとに専任で置かなければなりません。

- ・一般建設業：営業所技術者（国家資格者等、実務経験者（年数規定有））
- ・特定建設業（指定建設業）：特定営業所技術者（一級国家資格者、大臣特別認定者）
- ・特定建設業（指定業種以外）：特定営業所技術者（一級国家資格者、指導監督の実務経験者（年数規定有））

なお、営業所技術者等は2以上の建設業についての資格要件を満たす場合、同一営業所であれば2以上の業種の営業所技術者等を兼任することができます。また、経營業務の管理責任者（建設業の許可の要件の一つとして設置が求められる経営経験、補佐経験や業務経験を有する常勤役員等をいう。）を兼任することができます。

（2）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者の兼任

次に掲げる全ての要件を満足する場合に限り、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼任することができます。ただし、建設業法第26条第3項ただし書において定められた特例（以下「専任特例」という。また、同項第1号による場合を「専任特例1号」、同項第2号による場合を「専任特例2号」という。）を活用する場合を除きます。なお、工事途中において、要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。また、ア～ウの併用はできません。

ア 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（建設業法第26条の5）

（ア）営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

（イ）兼任する建設工事の数が1を超えないこと。

（ウ）兼任する建設工事の請負代金の額が、1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。

（エ）営業所と工事現場との間の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、営業所と工事現場との移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。）が概ね2時間以内であること。

（オ）当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えていないこと。

（カ）営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下1（2）において「連絡員」という。）を営業所及び工事現場に置いていること。ただし、同一の連絡員が複数工事の連絡員を兼任できるほか、工事現場への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態について、直接的かつ恒常的な雇用関係は求めない。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者でなければならない。

（キ）当該工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。以下同じ。）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

(ク) 次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くとともに、建設業法第40条の3に規定する帳簿（以下「帳簿」という。）の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。

a 当該建設業者の名称及び所在地

b 営業所技術者等の氏名、所属する営業所の名称

c 営業所技術者等の一日あたりの時間外労働（労働基準法第32条第2項に規定する労働時間を超えるものをいう。以下同じ。）の見込み及び労働時間実績

d 建設工事に係る次の事項

(a) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称

(b) 当該建設工事の内容（建設工事の種類）

(c) 当該建設工事の請負代金の額

(d) 営業所と工事現場との移動時間

(e) 下請次数

(f) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(g) 施工体制を把握するための情報通信技術

(h) 現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況

(ケ) 営業所技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

(コ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

イ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

(ア) 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。

(イ) 主任技術者又は監理技術者の職務に従事しながら実質的に営業所技術者等の職務にも従事可能な程度に工事現場と営業所が近接していること。

（工事現場が、当該営業所と同一の土木事務所管内にあること。）

(ウ) 当該営業所との間で常時連絡可能な体制にあること。

(エ) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ウ 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事

（営業所と工事現場が離れている場合）

アの要件に同じ。

2 建設工事の工事現場に配置すべき技術者

(1) 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐

ア 主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず建設工事における施工の技術上の管理をつかさどる者として、所定の資格を有する主任技術者を配置しなければなりません。

イ 監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額

の合計（以下「下請総額」という。）が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

ウ 監理技術者補佐（建設業法第26 条第3 項第2 号、建設業法施行令第29 条）

監理技術者を、専任特例2 号の適用を受ける監理技術者として複数の工事現場に兼任で配置する場合は、次のいずれかに該当する者を監理技術者補佐（監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。）として建設工事ごとに専任で配置しなければなりません。

ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、（イ）に限ります。

（ア）請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）

（イ）請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。

エ 配置の考え方

建設工事ごとに配置する主任技術者及び監理技術者並びに監理技術者補佐（以下「監理技術者等」という。）は原則1 名とし、共同企業体（甲型）などで複数の監理技術者等を配置する場合は、代表する監理技術者等を明確に、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があります。

（2）主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には、主任技術者に代えて所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

（3）専門技術者（建設業法第26 条の2）

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事に含まれる専門工事を自ら施工しようとするときは、当該専門工事に関する主任技術者の資格を有する者（以下「専門技術者」という。）を配置しなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（以下「附帯工事」という。）を施工することができますが、その場合においても同様に、当該附帯工事に関する専門技術者を配置しなければなりません。

なお、主任技術者又は監理技術者が、専門工事又は附帯工事（以下「専門工事等」という。）に関する主任技術者の資格を有するときは、専門技術者を兼任することができます。専門技術者を配置できないときは、それぞれの専門工事等に係る建設業の許可を受けた建設業者に、当該専門工事等を施工させなければなりません。

（4）特定専門工事における主任技術者（建設業法第26 条の3）

特定専門工事（型枠工事又は鉄筋工事であって、元請、下請にかかわらず当該専門工事を施工するために直接締結した下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円未満のものをいう。）

において、当該特定専門工事に配置される主任技術者が、自らの職務と併せて、当該下請工事に配置される主任技術者の職務を行うことを、書面により合意した場合は、当該下請工事に主任技術者を配置する必要はありません。この場合、当該特定専門工事に配置される主任技術者は、同種の建設工事に関し1 年以上の指導監督的な実務経験（工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいう。）を有するとともに、当該特定専門工事の現場に専任で配置されなければなりません。

なお、当該下請工事に主任技術者を配置しない場合においても、当該下請への指示は、事業主又は現場代理人など、当該下請工事の現場責任者に対し行われなければならない、当該特定専門工事の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があります。

3 工事現場ごとに専任すべき監理技術者等

（1）主任技術者又は監理技術者（建設業法第26 条第3 項）

請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事に配置される主任技術者又は監理技術者は、元請、下請にかかわらず工事現場ごとに専任の者でなければなりません。（専任特例の適用を受ける場合を除く。）

専任とは、他の工事に係る職務を兼任せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務に従事していることをいいます。

なお、入札公告等で工事現場における主任技術者又は監理技術者の専任を資格要件としている場合であっても、請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の場合は専任を要しません。

（２）ICT活用による複数の専任工事の兼任（専任特例１号）

次に掲げるすべての要件を満足する場合に限り、建設業法第26条第3項第1号の規定により、同一の主任技術者又は監理技術者は複数の専任を要する工事現場（又は一の専任を要する工事現場と一の専任を要さない工事現場）を兼任することができます。なお、工事途中において、要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。

また、専任特例１号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能です。

ア 各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。

イ 建設工事の工事現場間の距離が、主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、工事現場間の移動時間（自動車等の通常の移動手段を用いた場合の片道に要する時間をいう。以下同じ。）が概ね２時間以内であること。

ウ 当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。

エ 主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下３（２）において「連絡員」という。）を各工事現場に置いていること。ただし、同一の連絡員が複数工事の連絡員を兼任できるほか、当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態について、直接的・恒常的な雇用関係は求めない。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、同業種の建設工事に関し１年以上の実務の経験を有する者でなければならない。

オ 当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS又はCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましい。）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。

カ 次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場毎に備え置くとともに、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存すること。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることができる。

（ア）当該建設業者の名称及び所在地

（イ）主任技術者又は監理技術者の氏名

（ウ）主任技術者又は監理技術者の一日あたりの時間外労働の見込み及び労働時間実績

（エ）各建設工事に係る次の事項

a 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

b 当該建設工事の内容（建設工事の種類）

c 当該建設工事の請負代金の額

d 工事現場間の移動時間

e 下請次数

f 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

g 施工体制を把握するための情報通信技術

h 現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況

キ 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよいため、一般的なスマートフォン

やタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。以下同じ。) が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

ク 兼任する建設工事の数は2を超えないこと。

(3) 監理技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼任（専任特例2号）

次に掲げるすべての要件を満足する場合に限り、建設業法第26 条第3 項第2 号の規定により、監理技術者（主任技術者は対象外）を複数の専任を要する建設工事へ兼任で配置することができます。

なお、工事途中において要件を満たさなくなった場合は、この限りではありません。

さらに、専任特例1 号の適用を受けた建設工事と専任特例2 号の適用を受けた建設工事を兼任することはできません。

また、専任特例2 号の適用を受ける監理技術者として複数の建設工事に兼任で配置する場合は、当該建設工事ごとに監理技術者補佐を専任で配置しなければなりません。

ア 各建設工事が、国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127 号）第2 条第1 項に規定する法人が発注する工事であること。

イ 各建設工事の請負代金の額が、次の表に掲げる上限額未満であること。

業 種 区 分	上 限 額
土木一式工事（P C 工事を除く）、舗装工事、造園工事	1.2億円
建築一式工事	3.0億円
電気工事、管工事	1.5億円
その他	5.0億円

ウ 各建設工事の工事現場が同一土木事務所管内であること。

エ 与謝野町発注の工事にあつては、総合評価競争入札によるものではないこと。

オ 兼任する建設工事の数は2を超えないこと。

(4) 特定専門工事の主任技術者（建設業法第26 条の3 第1 項、第2 項、第6 項）

特定専門工事の下請工事（建設業許可を有する者と直接契約を締結したものに限る。）に主任技術者を配置しない場合、当該特定専門工事に配置される主任技術者は工事現場ごとに専任の者でなければなりません。

◆建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園）		指定建設業以外（左以外の22業種）			
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
営業者に必要な技術者の資格要件		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者		①国家資格者等 ②実務経験者	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者		①国家資格者等 ②実務経験者
工事現場の技術者制度	元請工事における下請総額	5,000万円以上 ※1	5,000万円未満 ※1	5,000万円以上は契約できない ※1	5,000万円以上 ※1	5,000万円未満 ※1	5,000万円以上は契約できない ※1
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者 ※2	主任技術者		監理技術者 ※2	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科＋実務経験者 ④実務経験者		①一級国家資格者 ②大臣特別認定者	①1級・2級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科＋実務経験者 ④実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する建設工事であつて、請負金額が4,500万円（※2）以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	国、公共団体等発注の場合には必要	必要なし	国、公共団体等発注の場合には必要	必要なし		
	監理技術者講習受講の必要性						

※1 建築一式工事の場合は8,000万円

※2 専任特例2 号の場合の監理技術者を置く場合は、兼務する現場それぞれに監理技術者補佐を専任で配置この場合、監理技術者補佐の資格要件は、以下のいずれかに該当する必要あり

① 1 級技師補＋主任技術者の資格

② 監理技術者の資格

ただし、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は②に限る。

※ 3 建築一式工事の場合：9,000万円

(5) 建設工事への専任を要しない期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が監理技術者等を建設工事に専任で配置すべき期間は、契約工期が基本となりますが、契約工期中であっても、次に掲げる期間は、建設工事への専任は要しません。

ただし、いずれの場合も発注者と建設業者との間で、その期間が書面により明確となっていることが必要であり、当該期間中は監理技術者等を非専任で配置する必要があります。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 工事請負契約書第20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない。）

なお、イの場合に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができます。その際、元の工事の専任を要しない期間における非常時の対応方法等について発注者の承諾を得る必要があります。

(6) 複数の工事を同一の主任技術者が兼任できる場合

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができます。

なお、同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は、原則 2 件程度とします。

(7) 複数の工事を一の工事とみなす場合

同一の建設業者が契約を締結する複数の工事であって、当該複数工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合には、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。

この場合、2（1）イ中の「下請総額」は当該複数工事に係る下請金額の合計額をいい、3（1）中の「請負金額」は当該複数工事の請負金額の合計額をいいます。

(8) フレックス工期による契約方式の試行工事の場合

フレックス工期による契約方式の試行工事においては、工事開始日の前日までは、監理技術者等を配置する必要はありません。

4 現場代理人（建設業法第19条の2 第 1 項）

現場代理人については、工事請負契約書及び共通仕様書に以下の条件を規定しています。

(1) 現場代理人に工事現場常駐義務

与謝野町の工事請負契約書第10条第 2 項

現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約書に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(2) 現場代理人の受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係

京都府土木工事共通仕様書（案）1-1-1-11

受注者は、契約書第10条に基づく現場代理人を、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者から選任し、配置しなければならない。

「工事現場に常駐し、その運営、取り締まりを行う」とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に工事現場に滞在していることを意味するものであり、発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものです。

なお、委託契約書に基づく草刈り等の業務委託においても、同様に現場代理人を配置しなければなりません。

(3) 工事現場における現場代理人の常駐の特例

与謝野町の工事請負契約書第10条第3項

発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」とは、以下の条件のいずれかの場合に限ります。

- ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- イ 工事請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）を除く）

現場代理人が現場を離れる場合、その期間を明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を工事打合せ簿等で明確にしなければならない。

(4) 現場代理人が複数の工事現場を兼任することを認める場合

次のアからウのいずれかの場合。ただし、発注者が認めない場合を除く。

ア (3) アからエのいずれかの場合

イ 一件の入札で複数の契約をする入札（以下「合冊入札」という。）で契約した複数の工事（以下「合冊対象工事」という。）に現場代理人として従事する場合。

ウ 契約済みの工事に続き、随意契約により契約する工事それぞれに現場代理人として従事する場合。

エ 兼任する全ての工事が技術者非専任工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満のものに限る。）の場合は、以下の全てを満たすとき。

(ア) 兼任する工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。

以下同じ。）が、**与謝野町内**であること。

(イ) 兼任する工事が2件（入札単位）までであること。

(ウ) 兼任する工事の当初請負金額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満であること。

(エ) **与謝野町**又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、**与謝野町**と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。

(オ) 兼任する**与謝野町**の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。

(カ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

オ 兼任するいずれかの工事が主任技術者専任工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事に係る合冊入札の予定価格が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の技術者非専任工事を含む。）の場合は、以下の全てを満たすとき。

- (ア) 兼任する工事（合冊対象工事にあつては、当該複数の工事を一件の工事とみなす。以下同じ。）の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で工事相互の間隔が10km程度の近接した場所であること。
- (イ) 兼任する工事が2件（入札単位）までであること。
- (ウ) **与謝野町**又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。ただし、**与謝野町**と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。
- (エ) 兼任する**与謝野町**の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
- (オ) 兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

営業所の専任技術者若しくは監理技術者との兼務はできません。

連絡員及び連絡体制を工事打ち合わせ簿等で明確にしなければなりません。

連絡員は、元請負業者の社員の他、一次下請負業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなりません。

5 請負業者との直接的かつ恒常的な雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人及び監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（派遣等）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

なお、「恒常的な雇用関係」とは、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることとされています。

また、「入札の申込みのあった日」とは、一般競争入札の場合、入札参加資格確認申請日、指名競争入札の場合、入札の執行日、随意契約の場合、見積書の提出日とします。

また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなします。

6 特定建設工事共同企業体と監理技術者等

特定建設工事共同企業体が請け負った建設工事を施工する場合には、代表者が監理技術者等を、その他の構成員が国家資格を有する主任技術者をそれぞれ請負金額にかかわらず専任で配置しなければなりません。（当該工事に対応する許可業種に係る資格が必要です。）また、代表者は現場代理人を常駐で配置する必要があります。

第2 低価格受注工事における補助技術者の配置

低入札価格調査制度を適用した場合において、低入札調査基準価格を下回った価格で入札し、契約を行う工事では、受注者は通常配置する監理技術者等に加え、同等の資格を有し、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を同一条件で1名追加配置しなければなりません。追加する技術者（補助技術者）の配置については、以下の点に留意してください。

- ア 補助技術者は営業所技術者等及び現場代理人と兼任はできない。
- イ 補助技術者は京都府の実績としては担当技術者の扱いとなる。また、共通仕様書で登録を義務付けている実績情報システム（CORINS）には必ず担当技術者として登録すること。
- ウ 監理技術者等に工事実績等を求めている場合は、補助技術者にも同様の工事実績等が必要。
- エ 特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助技術者は各構成員がそれぞれ1名追加配置すること。

第3 一般競争入札における配置予定技術者等

1 予定技術者届に記載する現場代理人及び監理技術者等の要件について

与謝野町が発注する一般競争入札のうち、監理技術者等の専任を要する工事（請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の工事又は入札公告等で工事現場に監理技術者等の専任を資格要件としている工事）では、入札参加資格確認申請時に予定技術者届の提出を求めています。工事契約時点で、予定技術者届に記載された監理技術者等を確実に配置できることが必要です。予定技術者届に記載する監理技術者等については、以下の点に留意しなければなりません。

なお、配置予定技術者は、死亡、傷病、退職、転勤、被災、出産、育児、介護等の極めて特別な理由がある場合を除き変更できません。

- (1) 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上の雇用関係）があり、契約期間中、建設工事に専任で配置できる監理技術者等であること。
- (2) 工事契約時点で、監理技術者（下請総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は主任技術者）を確実に配置できること。1人の監理技術者等で複数の工事に入札参加資格確認申請をすることができ、また、入札書提出期限（ただし、入札書を提出する場合は入札書提出時）までは、どの時点でも入札辞退できますが、入札書提出後は、入札辞退を認めません。入札公告に示す入札書提出日から、落札決定日までの期間が重なる複数の工事に重複申請する場合は特に注意が必要です。
- (3) 入札公告で複数の配置予定技術者の申請を認めている場合は、複数の候補者を予定技術者届に記入することができるが、その場合は、すべての候補者が要件を満足すること。
- (4) 入札参加資格確認申請時点で、他工事に配置している監理技術者等を配置予定技術者とする場合は、工事契約時に現在配置している工事が完成し、検査が終了（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）しており、事務手続、後片付け等のみが残っている場合、第1の3（1）若しくは（2）により兼任が認められる場合又は下記第4で示す途中交代が認められることが証明される場合に限り、配置可能な監理技術者等として認める。工事契約時に、現在配置されている工事が完了していることの確認は、C O R I N Sに登録されている監理技術者等の従事期間によることを原則としますが、従事期間の末日よりも前に工事が完了することを証明する必要がある場合は、落札決定後、配置技術者の審査を実施するまでに工事完成届の写しを提出してください。
- (5) 落札決定後、配置予定技術者の審査を実施するまでに、配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明する各種資料（以下「確認資料」という。）が提出できること。なお、提出時において講習修了証の有効期限内であること。
- (6) 期日までに確認資料を提出しない場合、確認資料により入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、又は工事契約時に配置予定技術者を配置できなかった場合は、与謝野町の指名停止措置を行うことがある。また、落札決定後に判明した場合は、指名停止措置に加え、落札決定を取り消し、違約金を徴収することがある。
- (7) 営業所技術者等を配置予定技術者とする場合は、後任の営業所技術者等の候補者の氏名並びに現在の所属及び現場専任技術者でないことについて、書面（書式は任意）で提出すること。
- (8) 与謝野町議会の議決を必要とする工事については、前各号中「工事契約時」とあるのは「本契約時」のことをいう。

2 配置予定技術者の確認資料

- (1) 配置予定技術者の資格を証明するもの

ア 監理技術者

次の（ア）及び（イ）の資料を提出してください。ただし、（ア）の裏面に講習修了履歴の記載がある場合、（イ）の提出は不要です。

（ア）監理技術者資格者証（表・裏）の写し

（イ）監理技術者講習修了証の写し（有効期間内のもの）

イ 主任技術者

次のいずれかの資料を提出してください。

(ア) 資格証明書等の写し（主任技術者となりうる国家資格等を有する技術者）

(イ) 経歴書（実務経験による技術者の場合）

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するもの

本人が工事を請け負った企業と3ヶ月以上の雇用関係にあることが確認できる以下のいずれかの写しを提出してください。

ア 監理技術者資格者証の写し（表・裏）

イ 住民税特別徴収税額通知書の写し

ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し

エ 所属会社の雇用証明書の写し

オ その他上記アからエに準ずる資料の写し

第4 現場配置技術者の変更

1 監理技術者等の変更は、原則として認めません。補助技術者の取扱いも同様とします。

監理技術者制度運用マニュアル（令和6年12月改正）

(4) 監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札及び契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

2 例外的に監理技術者等の変更を認める基準

(1) 監理技術者等の変更が認められる場合の条件

施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での変更は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とする必要があるため、次のアからキのいずれかに該当し、かつ、(2)の共通条件を満足する場合に限り、受注者からの協議に対して発注者が承諾することにより変更を認めます。

ア 死亡

受注者から「該当監理技術者等本人が死亡した」旨の通知があった場合。

（該当者の死亡診断書等公的書類の提出は不要）

イ 傷病

受注者から「該当監理技術者等本人が傷病のため、現場に専任して職務を遂行できない」

旨の通知があった場合。この際、受注者に該当者の病状が確認出来る診断書等資料の提示を求め、明らかに現場に専任して監理技術者等の職務が遂行出来ないと判断される場合に限る。

ウ 退職

受注者から「該当監理技術者等本人が退職した」旨の通知があった場合。（該当者の退職を確認できる書類の提示が必要）

エ 転勤

単なる受注者の都合による転勤でなく、該当監理技術者等本人の人道をやむを得ないと判断される理由による場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要）

オ 出産、育児、介護

受注者から、「出産、育児、介護のため、該当監理技術者等本人が現場に専任して職務を遂行できない」旨の通知があった場合。（該当者の申し立て等、特にやむを得ないと判断される理由が確認できる書類の提示が必要）

カ 受注者の責によらない契約事項の変更等

地質条件や現場条件の変化、工法変更、用地調整、占用物件調整等、受注者の責によらない事由により契約事項を変更した場合。ただし、契約事項の変更に伴い、専任で主任技術者又は監理技術者の配置が必要となった場合等、真にやむを得ない事由による場合に限る。

キ 長期間工事

工期が2年以上の長期にわたる工事で、1年以上の連続した期間において監理技術者等として従事した場合。

(2) 共通条件

ア 交代の時期が工程上一定の区切りと認められること。

イ 交代前後における監理技術者等の技術力が同等（公募条件等に適合している等）以上に確保されること。

ウ 一定期間の重複配置による工事の継続性、品質が確保されること。

重複配置期間の基準

(ア) トンネル等長期工事で、かつ残工期が全体工期の1/2以上：1ヶ月

(イ) 上記以外で工事の残工期が6ヶ月以上：1週間

(ウ) その他の工事：1日

第5 その他

(1) 現場に常駐し、その運営、取締りを行う現場代理人の変更を例外的に認める基準については、第4の2の(1)のアからカに該当する場合とする。

(2) 本取扱いに記載のない事項等については、国土交通省が策定している「監理技術者制度運用マニュアル」等を参考にするなどし、適切に運用すること。